

**2020(令和2)年度
杏林大学外部評価委員会
外部評価報告書**

2021年3月

目 次

外部評価委員会委員（敬称略）

委 員	清水 一彦	山梨県立大学理事長・学長
	今井 浩三	北海道大学客員教授 札幌医科大学名誉教授
	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授・弁護士

外部評価委員会

日 時 : 2021年3月18日 10時 ~ 12時30分（オンライン会議）

出席者 : 外部評価委員 3名、本学関係者 5名

I 総評

2020年度は世界レベルでの新型コロナウイルス（COVID-19）への感染に見舞われ、社会生活全体が大きな影響を受け、現在なお収束の見通しが立っていない状況にある。大学もほとんど例外なく教育研究活動及び行事等にこれまで経験したことのない変更を強いられ、特に病院を有する大学経営においては想像以上の困難さを抱えながら医療従事者の絶え間ない努力が続いている。

こうした未曾有の状況の中で、大瀧純一学長の強力なリーダーシップの下、精力的な自己点検・評価の作業を行ってきたことに対して敬意を表したい。今回選定された4つの基準領域については、全体として特に大きな問題や課題は見当たらず、むしろ学習成果や内部質保証を中心とした教育の質保証について、これまで以上の改善・改革の努力が見られたことは高く評価できるものである。文部科学省の「教学マネジメント指針」を受けて各大学が学習成果や教育成果の可視化に取り組む中で、貴学の意欲的な取組は他大学のモデルとなる実践であると言っても過言ではない。

現在、コロナ禍によって大学の新しい姿（ニューノーマル）が模索されているが、今回の外部評価においては大学独自の基準として「新型感染症対応」を設定しており、学習者本位の教育やすべての構成員の命と健康を守ろうとする大学の高い見識を感じざるを得ない。これを契機に、旧来の概念や考え方にとらわれない貴大学独自の価値創造に向けた改革にこれからも取り組んでいてもらいたい。

<教育課程・学習成果>

大学及び学部・研究科の理念・目的や教育目標を明確に定め、それぞれ卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を適切に設定し、履修案内やシラバスをはじめ、大学ホームページ上で広く一般にも公開されている。絶えず変化している現代社会に対応しつつ総合大学としての個性化を図っている点が特徴的である。

いずれの学部・研究科においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、カリキュラムマップやカリキュラムツリーあるいは科目ナンバリング等によって教育課程の体系性と順次性を確保し、それらを学生に明示している。また、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、CAP制（履修登録単位数の上限設定）の導入、シラバス共通フォームの作成のほか、学生の主体的な学びを促進させるアクティブ・ラーニングを取り入れた授業や少人数編成の授業などを実施している。ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学習成果を測定するための指標も開発・実践されている。教育課程及びその内容、方法の適切性については定期的に点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図っている。

<教育研究等環境>

学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための中期的な方針を策定し、井の頭キャンパスの整備に続いて医学部を中心にした三鷹キャンパスの将来構想（グランドデザイン）を検討するプロジェクトがスタートしている。この方針に基づき、必要な校地及び校舎、運動場等を有し、ネットワーク環境やICT機器等の整備については総合情報センターが一括して管理している。施設・設備の維持・管理も適切に行われている。

教育・研究に必要な図書その他の学術情報資料は整備され、その利用を可能とする環境・機器も用意され、利用者のサービス向上を促進する図書館職員についても十分に配置されている。また、二分館で無線LANを敷設し、インターネットへのアクセス環境を確保している。この環境整備により電子ジャーナルとデータベースは学内ネットワーク上のPCであればどこからでも利用可能であり、そのほとんどは学外からの利用が可能である。

研究支援員制度を設け、女性研究者等が出産、育児又は介護に携わる期間に、研究活動の継続のために必要な支援を行っている。この取り組みは 2014 年度の文部科学省の科学技術人材育成費補助事業である「女性研究者研究活動支援事業」に採択され、それを受けて男女共同参画推進室を開設し、それ以来、きめ細やかな支援体制の確立と環境整備を行っていることは高く評価される。また、研究倫理については、「杏林大学研究者行動指針」等を定め、学生を含めて研究に携わる者すべての行動指針・規範としている。

教育研究等環境の適切性については日常的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みも行われている。

＜大学運営・財務＞

大学は、建学の精神である「眞善美の探求」及び理念・目的を大学ホームページ、大学案内及び履修案内に掲載して周知している。理念・目的を実現するため、5ヶ年度にわたる中期事業計画(2020～2024年)を策定し、理事会において審議・承認されている。これらの内容は、学内の教職員へは役職者から周知を行っている。

大学運営の方針に基づき学長等の職を置き、教授会等の組織を設けており、これらの権限等を明示して適切な大学運営を行っている。学長や役職者の選任方法や権限は明示され、教授会の役割との関係も明確である。特に重要と思われる学生、教職員からの意見とそれへの対応は、学長との懇談会、医学部、保健学部は担任制度、また総合政策学部ではプレゼミナール、ゼミナール、外国語学部ではアカデミックアドバイス、ゼミナールにおいて対応するほか、学生アンケートも実施している。さらに、医学部では教務委員会に学生代表が出席し、意見を述べる機会がある。井の頭キャンパスでは、学生支援課に意見箱を設置しており、投書には必ず回答している。また、危機管理についても理事長を統括者として体制が整備されている。

予算編成及び執行については、予算執行プロセスが明確に定められており、透明化されている。また、内部統制も適切に実施されている。法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等に係る事務組織とその活動についても、いずれも適切に運営されている。

教職協働や人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善も適切に行われている。また、大学運営を適切かつ効果的に行うための SD は、組織的に実施されており、外部研修も適切に実施されている。さらに、監査については、法令に基づくもののほかに監査法人による経理監査が別途実施され、研究不正についても規定を設けている。第三者評価としては、大学基準協会による認証評価を定期受審している。なお、点検・評価結果に基づく業務改善も行われている。

＜新型コロナウイルス対応＞

全体として、新型コロナウイルス感染拡大への対応は、迅速かつ的確に行われている。

前期の授業は原則として遠隔で実施することになったが、オンライン授業に向けてネットワーク環境調査を実施しながら、学部教員を対象に Zoom を用いた授業方法の FD を開催し、教員側の準備を進めた。

後期授業については、全学部で対面授業と遠隔授業を併用して実施してきたが、医学部では原則として対面授業を実施し、同時配信している遠隔授業を選択可能とした。なお、総合政策学部と外国語学部では、1年生の必修授業とゼミナールに対面授業を導入している。

成績評価については、前期は対面での試験は原則中止とし、代わりにユニバーサルサポート上での課題提出あるいは Web 試験（時間制限有）での成績評価を行った。

学生支援に関しては、大学独自の学生支援として、遠隔授業用の機器貸与や全学生への遠隔授業支援金（1万円）、一部の学生への授業料減免（20万円）を実施した。その結果、新型コロナウイルスの影響による退学者は全学で1名であり、前年比と比べても多くはなかった。また、留学支援については、オンライン（Zoom）で留学プログラムやフィールドスタディを実施し、キャリア支援についてはユニバーサルパスポートを活用したオンライン配信や、対面に加えてウェブやメール、電話で就職に関する個別の相談に対応した。

キャンパス内での感染対策については、新型感染症対応の指針として、大学独自の新型コロナウイルス感染症対応マニュアルを策定し、大学独自の活動制限指針も設けた。卒業式や入学式、学園祭等のイベントや集会等については、原則として中止・縮小し、オープンキャンパスはオンラインで実施し、参加者からの個別相談に応じた。

入学試験については、新型感染症流行に伴う対応措置が取られ、新型感染症等に罹患した入学志願者の受験機会を確保するための努力を行い、スムーズに実施された。

遠隔授業に係る点検・評価に関しては、前期授業が終了した時点で、遠隔授業に対する学生の評価をアンケートで調査し、その結果はIR推進室で分析された、4学部長が後期からの授業実施方法を各学部内で協議した。また、アンケート結果と学部長からのコメントを大学ホームページ及び学内ネットに掲載し、学内の教職員及び学生と保護者に周知した。さらに、9月17日に第3者評価会を実施し、前期の大学の対応やアンケート調査結果に対する評価を受け、その指摘事項に基づいて、学長より各学部へ改善を指示した点は評価できる。

以上のように、新型コロナウイルス感染症への対応・対策は、出来る限りのことをタイムリーに行ってきたと言える。今後は、教職員や学生の双方向のコミュニケーションをできるだけ行い、教育・研究を中心とした活動の質の維持あるいは向上のために更なる努力を期待したい。

II 概評及び提言

【基準4】教育課程・学習成果

<概評>

大学及び学部・研究科の理念・目的や教育目標を明確に定め、学部・研究科ごとに、授与する学位の単位である学科・専攻レベルで卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を設定している。そして、卒業認定・学位授与方針は、「履修案内・授業内容（シラバス）」や大学ホームページ等を通して学内外に公表されている。医学部では、さらに学生が講義を受けるすべての講堂に掲出しているほか、医学部事務教務係と学生係の事務室にも掲出して、学生だけでなく、教職員にも周知を行っている。

卒業認定・学位授与方針と同様に、大学全体の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、その方針に従って学部及び学科単位（授与する学位）ごとに、①教育内容、②教育方法、③成果の測定を内容とする教育課程の編成・実施方針を策定し、学内外に公表している。教育課程の体系、教育内容の適切性を示すために、科目間の関連や科目内容の順次性を番号で表現する科目ナンバリングを設定し、カリキュラムの構造をわかりやすく明示したカリキュラムマップを作成している。また、単位制度の実質化を図るため、履修可能上限単位（CAP制）を適切に設定するほか、学生が学修に専念し安定した学生生活を送ることができるように設けたアカデミックアドバイザー制度を通してきめ細かい学生支援が行われている。

卒業認定・学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との連関性については、大学及び学部・研究科いずれにおいても、それぞれ対応関係となるように示されている。また、教育目標を達成するために多岐にわたる教育内容が具体的に設定されており、それらを学部・研究科ごとの特性に応じた多様な教育方法により修得できるようにしている。

教育課程の編成では、建学の精神である「真善美の探究」を反映した一般教養科目、外国語科目、キャリア科目を配置し、教育課程の編成・実施方針との整合性を図りつつ、各学位課程にふさわしい授業科目を開設している。個々の授業科目の内容及び方法について、教務委員会やFD委員会が中心となりそれぞれの授業科目の内容を比較・吟味することによって授業内容の適切性と体系性を確保している点は注目される。

授業編成においては、講義、演習、実習を適切に組み合わせ、各学科における科目も必修と選択に区分されている。また、学年進行に伴うカリキュラム体系の理解を深めるために、模範的履修及びカリキュラム構造を示す「履修モデル」を明示するとともに、各系統（科目群）別に「学習目標」と「学年進行と履修科目との関係」とを示す「履修系統図」を明示している。また、高等学校在学時に一部理系科目を履修していない学生に対しては、フォローアップのためのリメディカル教育を実施している。大学院研究科においては、コースワークとリサーチワークのバランスに配慮したカリキュラムとなっている。

いずれの学部・研究科においても、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を1年次から実施しており、とくに総合政策学部、保健学研究科においてこれらが円滑に実施されている。また総合政策学部において、英語力を鍛え、ビジネススキルや専門分野を英語で学べるグローバル・キャリア・プログラム（GCP）を導入し、所属学生の多くが留学を経験し成果を上げている点は高く評価できる。学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、まず保健学部、総合政策学部では、各学期に履修することができる上限単位数を24単位、外国語学部においては22単位に設定している。また、前学期のGPAが一定数以下の場合の履修登録数の上限引き下げ、一定以上の場合の上限緩和も実施し、単位の実質化を図っている。

次に、シラバスの内容については、「授業外学習（予習・復習等）の具体的内容と必要な標準的な時間」や「科目ナンバリング」等の項目からなるシラバス共通フォームを作成し、いずれも大学ホームページ及び冊子で公表している。シラバスの作成にあたっては、「シラバス作成の手引き」をもとに作成のための研修会（FD）を実施し、授業担当者がシラバス登録システムに入力した後に、シラバス確認担当者（学部より委嘱された委員）が確認事項をチェックし、記載内容が不十分なものについては授業担当者に再入力を求める体制を整えている。このシラバス第三者チェック体制を導入したことにより、ほぼすべてのシラバスで記載事項が網羅されるようになり、学生の計画的で実質的な学修に資するシラバスとなっている。シラバスの適切性やシラバスに基づいた授業が行われたかについて検証を行い、改善点があれば個々の教員に当該専門分野の委員から伝えることになっている。

授業形態については、学部・研究科の分野の特性に応じてプロジェクト型、フィールドワーク型の教育方法をはじめ、学生の主体的参加を促すアクティブ・ラーニング形式、PBL型の授業形態など工夫している。履修科目登録の前に、学生が指導教授と面談し、研究上の必要性や学生の関心領域、また社会人学生の場合は仕事上の時間的制約も加味して、教育・研究上有益となる授業科目数を各セメスターに適正配分するよう指導している研究科（保健学研究科）もある。保健学研究科の授業では、学生の約半数が保険・医療系の社会人学生であることと少人数教育体制のために、教員が一方向的に教授するのではなく、学生に実務経験での問題意識を述べてもらうこと、課題を与えて発表してもらうなどの双方向性の講義を行っており、高く評価できる。

学年暦の編成にあたっては、すべての授業において授業回数 15 回を確保し、休講等が生じた場合には補講によって填補することとしている。

成績評価及び単位認定は適切に行われ、学生の学業成績を総合的に判断する指標として、各学期終了時に国際的な評価指標である Grade Point Average(GPA)による評価法を取り入れている。

学位授与に関しては、いずれの学部・研究科においても、学位授与の審査及び判定基準等は厳格かつ明確であり、判定過程の透明性も確保されており、卒業及び修了認定は適切に行われている。大学学則や大学院学則に基づき、学位論文審査基準が明定され、「履修案内」「シラバス」等で明示されている。大学院学位については、最終的には研究科委員会において審議・議決され、学長が承認することによって学位が授与される。また、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するため、学位論文の審査は、研究科委員会によって選出された 3 人以上からなる審査委員で行われ、特に博士論文審査は外部委員を加えることにより、客観性及び厳格性を確保している。

学習成果を適切に把握・評価するため各学部・研究科は、各学位課程の分野の特性に応じて学習成果を測定するための指標を定め、教育課程編成・実施の方針に明示している。例えば、医学部では、GPA や大学 IR コンソーシアム「学生共通調査」のほか、知識、技能、態度に関する領域で詳細な評価指標を定めている。また、外国語学部では、卒業認定・学位授与の方針に定める能力等の修得を目的とする授業科目の Grade Point の平均値 (Average) を、それぞれの能力ごとに測定し成果を測定しており、2020 年度には妥当性を検証する予定になっている。しかし、いずれの学部・研究科においても、独立したアセスメントポリシーが策定されていないため、同ポリシーの策定は今後の課題となっている。

学習成果の測定結果については、いずれの学部・研究科においても、各種テストやアンケート等の適切な根拠 (資料、情報) に基づき、教務委員会が主体となって FD など活用しながら点検・評価を行い、自己点検・評価報告書の形で報告している。そして、外部評価委員会や学部長会議での議論を基に、学長から改善・向上の指示がある場合もある。例えば、卒業認定・学位授与の方針に掲げた修得すべき能力のうち、各授業で明示した能力がどのくらい修得できたかを、学生による授業評価アンケートで調査することになり、2019 年度より導入することになった。この点は、PDCA サイクルの確立の上で注目される。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 個々の授業科目の内容及び方法について、教務委員会や F D 委員会が中心となりそれぞれの授業科目の内容を比較・吟味することによって授業内容の適切性と体系性を確保している点は評価できる。
- (2) 学生の社会的及び職業的な自立を図るために必要な能力を育成する科目等が 1 年次から配置されている点は評価できる。
- (3) 学習成果の測定結果について、外部評価委員会や学部長会議での議論を経て学長から改善・向上の指示があり、学生による授業評価アンケートを調査することになった点は、PDCA サイクルの確立の上で注目される。

<努力課題>

- (1) いずれの学部・研究科においても独立したアセスメントポリシーが策定されていないため、今後は、学習成果を把握しさらに深く評価するための方法の開発と併せて、同ポリシーの策定が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準 8】教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備については、大学の中期的な方針の下、医学部を中心とした三鷹キャンパスの将来構想を検討するプロジェクトがスタートしている。キャンパスが古いため、講義室など遅れている学生の教育環境の改善は最優先事項である。

キャンパスの校地・校舎面積及び医学付属病院の面積は、いずれも大学設置基準上必要な面積を大きく上回っている。三鷹キャンパス、井の頭キャンパスそれぞれの目的に応じた校舎・施設を整備するとともに、体育館やグラウンド・テニスコートなどの運動施設、図書館、食堂、売店、クラブ部室などを整備している。

情報化の推進に関しては、専門家をそろえた総合情報センターが一括管理を行うことにより、新しい環境についての提案や整備の迅速化が可能になった。ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、年度ごとに総合情報センター運営委員会で基本方針を定め、両キャンパス ICT 環境の維持・改善・発展、セキュリティ環境の整備に努めている。基本方針については、各学部における情報機器の整備・利用に関する意見を集約し、総合情報センター運営委員会の審議を経て策定され、その内容は具体的な整備計画に反映されている。

施設・設備の維持・管理を主に担当している施設課には、施設・設備等の維持・管理に必要な有資格者が配属されており、これらの職員が日常及び定期的維持・管理、保全等を行っている。また、法律によって義務付けられている主任技術者等の選任については、職員（有資格者）の中から担当者を選任し、法令で規定された職務についての権限を与え、責任を持たせている。

キャンパスの施設・設備の安全・安心対策として、耐震化については必要とする建物すべての耐震診断に基づき順次耐震補強工事を行っている。また、安全衛生についても「杏林学園安全衛生管理規程」が定められ、規程に基づいて設置された安全衛生委員会が安全衛生の確保・推進のための検証を行っている。なお、災害等に対しては、「杏林学園地震防災計画」、「杏林学園における危機管理規則」により体制を整備するとともに、防災訓練を実施している。

学生の自主的な学習の促進するための環境は整備されており、また情報倫理・セキュリティ意識の向上を図るために、学内のネットワークの利用について、新入生に対してはガイダンス時に学内 LAN 利用講習会を実施し、学内 LAN 利用同意書を提出した学生にのみ許可をする方策をとっている。

大学は、医学部分館（三鷹キャンパス）と井の頭分館の二つの図書館を設置しており、各学部の学生・大学院生・教職員にサービスを提供している。二分館の蔵書及び電子資料は各学部で必要とする資料、電子リソースを十分備えている。学生一人あたりの年間資料費は 3 万 6,310 円で、全国大学図書館の資料費（2 万 2,008 円）を大きく上回っている。また、1994 年に図書館業務システムを導入し、国内外の教育研究機関と目録情報を共用し、情報の相互提供体制を整備している。情報検索及び学習用のパソコンを医学分館では 24 台設置し、貸し出し用のノートパソコンを医学分館では 5 台、井の頭分館で 60 台用意している。また、二分館で無線 LAN を敷設し、インターネットへのアクセス環境を確保している。

この環境整備により電子ジャーナルとデータベースは学内ネットワーク上の PC であればどこからでも利用可能であり、そのほとんどは学外からの利用も可能である。利用環境としては閲覧席を 808 席設けるなど、教育・研究に必要な施設が整備されている。利用率も高い（75%を超えることもある）。閲覧時間は長く、年間の開館日数も多い（医学部分館が 349 日、井の頭分館が 338 日）ので多くの者が利用可能である。全体として、教育・研究に必要な図書その他の学術情報資料が整備され、その利用を可能とする環境・機器が用意され、また利用者のサービス向上を促進する図書館職員が十分に配置されている。なお、図書

館の所蔵する図書に偏りが見られるとの指摘があるので、選書基準の明確化、選書方法の改善は必要である。

教員の研究活動を支えるために大学は、女性研究者研究活動支援事業の推進、研究力の強化、研究環境の改善、競争的資金の獲得強化、産学連携事業の推進を柱に据え、研究活動を行っている。2013年には研究推進センターを設立し、学際研究や研究活動の推進、公的研究費の情報収集と提供及び応募支援に関する活動を行っている。その成果により、最近は科学研究費補助金の獲得件数と新規獲得採択率が増加している。また、研究支援員制度を設け、女性研究者等が出産、育児又は介護に携わる期間、研究活動の継続のために必要な支援を行っている。この取り組みにおいては、2014年度の文部科学省の科学技術人材育成費補助事業である「女性研究者研究活動支援事業」に採択されたことを受けて、男女共同参画推進室を開設し、それ以来きめ細やかな支援体制の確立と環境整備を行っていることは高く評価される。

大学は、研究倫理を醸成するために「杏林大学研究者行動指針」等を定め、研究に携わる者すべての行動指針・規範としている。また、学内審査委員会を設けて、研究が倫理上問題なく実施されているかを審査している。さらに、APRINが提供するeラーニング教育を定期的実施し、受講を必須としている。同時に、研究活動の不正防止のための取り組みとしては、様々な不正行為に対応した規定を定めて周知徹底し、不正防止に努めている。学生・大学院生に対しては、オリエンテーション(外国語学部)や授業科目(保健学研究科)において倫理教育を実施している。

学内における情報化や図書館及び研究環境の点検・評価は、それぞれ関連センターや委員会を設置して日常的に行われている。こうした点検・評価結果に基づく改善・向上策として注目されるのは、情報化に関連して学内専用サイト「あんず NET」の再構築を実現したことである。学内の決裁スピード向上、ペーパーレス化とともに、今後さらに、「あんず NET」をワンストップとした他システムとの連携の実現が期待される。同時に、現在の新型コロナウイルス感染症に対応すべく、遠隔授業システム導入や受講環境が未整備な学生に対する支援策の実現も待たれる。

教育研究等環境に関する自己点検・評価は次のように実施されている。情報化の総合的な推進、教育研究、学生サービスの向上及び事務の効率化を図るため、総合情報センターが設置され、同センターには運営委員会が置かれている。運営委員会は、情報化に関する基本計画をまとめるほか、基本計画通りに総合情報センターにおいて業務が遂行されているか、確認・評価を実施している。図書館では、重要事項を審議するために図書館長を委員長とする図書館運営委員会を設置している、また、分館ごとの図書館の予算・決算や購入資料の選定を行うために分館長を委員長とする分館運営委員会を設置し、課題解決のための意見交換を行っている。教育研究等環境整備では、共同利用機器室・共同利用培養室の設備の充実を図ったり、新規導入機器の共同利活用を促したりしている。特に、研究推進センターサイト(Web)の整備により、研究者が研究に必要な機器・設備の情報を得やすくなっている。また、産学連携の推進、科研費申請数・採択数の増加に向けての取り組みを積極的に推進している。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 研究の異分野融合、共同研究の推進や外部資金獲得のための支援策の成果の一つとして、科学研究費補助金の獲得状況において2017年度獲得件数129件、2020年度には146件と113.1%増加しており、さらに新規獲得採択は19%から25%へと6%増加している点は評価できる。

(2) 二つの図書館を設置し、双方を自由に利用できることは研究・教育上の利便性が高い。また、図書館には必要・十分な蔵書・電子資料が備えられ、しかもそれらの情報を学内、学外からも利用できるのは優れている。

(3) 女性研究者を支援するため研究支援員制度を設け、研究活動の継続のための研究支援を行っており、その取り組みが文部科学省の「女性研究者研究活動支援事業(一般型)」に採択されたことを受けて、男女共同参画推進室を開設し、女性研究者の支援体制の確立と環境整備を行っていることは高く評価できる。

<努力課題>

(1) 研究資金の調達・管理、知財の管理・活用等をマネジメントする専門的な人材（URA: University Research Administrator）が配置されておらず、研究者の支援が十分に行えていない状況であるので改善が望まれる。

<改善勧告>

なし

【基準 10】大学運営・財務

<概評>

大学は、建学の精神である「眞善美の探求」及び理念・目的を大学ホームページ、大学案内や履修案内に掲載して周知している。理念・目的を実現するため、5ヶ年度に亘る中期事業計画(2020～2024年)を策定し、理事会において審議・承認されている。これらの内容は、学内の教職員へは役職者から周知を行っており、今後はさらに学内者専用のホームページ及び大学ホームページ等にも掲載し周知を図ることを検討している。中期計画に基づき、年頭に4役(理事長、副理事長、学長、医学部付属病院長)から学内構成員に対して大学運営に関する方針を伝達するほか、同方針は大学ホームページ、機関誌「あんず」に掲載し、周知されている。しかし、事務職員への情報伝達の方法には工夫・改善が必要である。

大学運営のための組織は次のように整備されている。法人の組織は、理事会、評議員会のほか、大学特有の審議機関として運営審議会(教授会等と理事会との調整にあたる)が設置されている。教学の組織としては、大学評議会、大学院委員会、学部長会議、教授会、研究科委員会が置かれている。さらに、事務組織として事務部長会、部課長会が置かれ、これらの組織が有機的に機能し意思統一が図られている。学長、学部長、研究科長の役職者についてはその任務、権限、選考方法等が関係規定によって明確に規定されており、その選考も規定に従い適切に実施されている。

教授会の役割は、学則に明確に規定されており、学長の意思決定と教授会の役割との関係も学則に明確に定められている。また、法人（理事会等）と教学(大学)の権限と責任も明確にされているほか、理事会と各学部教授会の調整においては、運営審議会(理事長が議長)が月1回開催され、法人と教学の連携が図られている。特に重要と思われる学生、教職員からの意見とそれへの対応は、学長との懇談会、医学部、保健学部は担任制度、また総合政策学部ではプレゼミナル、ゼミナル、外国語学部ではアカデミックアドバイス、ゼミナルにおいて対応するほか、学生アンケートも実施している。さらに医学部では、教務委員会に学生代表が出席し、意見を述べる機会がある。井の頭キャンパスでは、学生支援課に意見箱

を設置しており、投書には必ず回答している。また、危機管理についても理事長を統括者として体制が整備されている。

また、学生、教職員の意見を聴く方法・機会が設けられ、これらの意見には適切に対応している。なお、危機管理体制については、危機管理の統括者は理事長であり、また全学的な対処が必要な危機事象が発生した場合には、速やかに危機対策本部を設置して対処にあたることが明記されている。

予算編成は、法人本部・各学部・付属病院などの予算編成部門が各部門の審議の後に、各々の事業計画案と予算要求額を経理部に提出し、これを受けた経理部が資料を集計し「予算編成原案」を作成する。予算編成原案の審議は、理事長の補佐機関である「予算検討会議」が教育・研究・診療活動などを総合的に検討して決定する。審議された予算編成原案は、理事長への報告・説明を経て決定され、評議委員会、理事会に予算案として審理され決定される。

予算の執行は、経理部所管の「財務会計システム」により当該年度の予算執行状況が把握され、関係部門に報告されている。当該年度の予算執行の分析が次年度の予算編成に活かされている。予算配分、予算執行のプロセスは明確性、透明性が確保されている。財務監査は、監事による監査、監査法人(公認会計士)による監査が経理部立会いの下に行われている。予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立のため、2007年4月より「新財務会計システム」を導入している。予算の執行・管理に重点を置いた「予算管理重視のシステム」導入し、適正な予算編成と予算執行管理を行い、これを安定した財政基盤の確立に繋げる最善の方策と判断した結果である。なお、近年メディアでも注目を浴びた『女子や多浪などの受験生を不利に扱う医学部不適切入試問題』は、本学には開設以来認められておらず、大学として適切な予算及び事業の執行がなされている一例として特記しておきたい。

大学運営に関わる適切な事務組織とするため、例えば、事務局長が毎月2回開催する事務部長会の中で、各部門での諸問題の報告、連絡、協議とともに事務組織・事務分掌の検証と見直し案の検討を適時実施するなどにより、学園業務全般が効率的かつ合理的に遂行できる体制を整えている。各事務組織における配置人数は、毎年各事務組織に対し、人員動向調査を実施するなどして配置人数の見直しの是非を協議している。職員の採用及び昇格については基準を制定し、適切な人事計画を実行している。また、業務内容の多様化、専門化に対応するため組織の改編など職員体制を整備しているほか、各種の会議の委員会において教職の協働、法人・教学の協議など連携した協働体制もとられている。さらに、職員の業務達成意欲と能力向上を図るために「目標管理制度」を実施し、人事考課の結果を定期昇給の上昇率に反映させて、意欲の向上に繋げている。

大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント(SD)を組織的に実施している。事務職員の資質・専門性の向上のため、内外の講師を招いて適宜研修を行ったり、学外の各種研修への参加を促したり、参加者には研修参加報告書の提出を求めて組織へのフィードバックを図っている。

大学運営の適切性については定期的に点検・評価が行われ、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みが行われている。監査については、法令に基づく監事監査を行い、理事会、評議員会に報告される。監査法人による監査に基づく要改善事項は監査報告書にまとめられ、大学ホームページに掲載され、指摘事項を基に業務改善がなされている。また、大学の運営や取り組みに関して第三者の点検・評価として大学基準協会による認証評価を定期的に受審し、その前段階として外部評価委員会を毎年開催している。その評価結果は学内の会議体で報告され、学長より関連部署に改善を指示している。

(提言)

<長所として特記すべき事項>

- (1) 大学の理念・目的の実現に向けて中期事業計画が策定され、明確な管理運営方針の下に大学運営がなされている。また、学長・役職者・教授会の役割・権限等が明確に規定され、それらの規定に沿って適切に運営されている点は評価できる。
- (2) 適切な危機管理対策の実施もなされており、その成果のひとつとして『女子や多浪などの受験生を不利に扱う医学部不適切入試問題』とは全く縁のない建学の精神を貫くことができている点は、高く評価できる。
- (3) 大学業務を支援する事務組織は適切に編成され、事務職員の意欲・資質の向上を図る SD 制度を整備している。教学・法人・事務組織の役割・権限等が明確にされていると同時に、これら 3 者が有機的に機能していることは評価できる。

<努力課題>

- (1) 会議が多すぎるくらいがある。大学の核心は教育・研究・（診療）にあるため、中長期的には会議を簡潔にするように努めてもらいたい。

<改善勧告>

なし

【独自基準】新型コロナウイルス対応

<概評>

新型コロナウイルス感染症の拡大状況の中で、大学は授業環境を整備するために早い段階から協議を始め、感染防止と授業の適切な実施の両立に尽力した。前期は、緊急事態宣言発出の下、遠隔授業を原則として 3 種類のオンライン授業を実施し、通信環境未整備の学生に通信機器を貸与する一方、教員にも Zoom の授業方法の FD を開催するなどして遠隔授業を行ったことは適切である。また、後期には、全学部で対面授業と遠隔授業を併用し、学部によって違いはあるが、対面授業の割合を増加させていることは評価できる。さらに、一年生への対応は最大の課題であったが、保護者も含め不安軽減の措置をとったり、対面授業を多用したりして対応した。

成績評価は、医学部及び保健学部の一部では対面での定期試験を実施した以外は、対面での試験は行わず、課題提出あるいは Web 試験での成績評価が行われた。

学生支援の実施については、日本学生支援機構の給付金、奨学金と併せて大学独自の学生支援として、遠隔授業用の機器貸与や全学生への遠隔授業支援金（1 万円）、一部の学生への授業料減免（20 万円）を実施している。このことは学生の精神的負担感を軽減することに寄与していると評価できる。なお、新型コロナウイルスの影響による退学者は 1 名のみが確認されているが、この時期の退学者が昨年よりもむしろ少ないことは、新型コロナウイルスが退学率に影響しているとは言えないことを示唆している。

新型コロナウイルス流行下での留学支援・キャリア支援において、とくにグローバル・キャリア・プログラム（GCP）は注目に値し、国際交流センターで語学サロンやライティングセンターをオンライン（Zoom）で開講し、延べ約 410 人の学生が活用したことは意義深い。また、社会連携活動の一環としてのフィールドスタディ（外国語学部、オンライン）や就職ガイダンス、さらに就職に関する個別の相談（キャリアサポートセンター）を実施している。

新型コロナウイルスの拡大を防ぐ取り組みとしては、必要な各部署での飛沫防止シートやパネルの設置、注意

事項の掲示、手指消毒薬の設置等に加え、対面授業実施に向けて付属病院の医師によって教職員対象のSDを実施している。また、大学独自の感染症対応マニュアルを策定している。これらの点は付属病院及び医師を有している大学の強みであり長所と言える。さらに、卒業式や入学式、学園祭等のイベントや集会は原則として中止・縮小している。学生の部活動は、緊急事態宣言解除後に屋外（三密を避けることが条件）・屋内（学生支援センター長の許可が条件）に分けて段階的に実施を許可している。入学試験の対応は、新型コロナウイルスに罹患した志願者の受験機会を確保するため、①追試験の設定、または②別日程への受験の振替という対策を講じ、試験場では、衛生管理体制の確保や混雑緩和の確保等に努めることとしている。なお、2020年10月と11月に実施した入学試験では新型コロナウイルスの発生事例はなかった。

遠隔授業の評価・点検については、前期授業の終了後に学生に対するアンケート調査を行い、調査結果をIR推進室で分析し、第三者評価会で点検している。アンケートでは前年度の学生評価と比較して「やや不満」「不満」との回答が増加していたことを踏まえて、後期からは感染対策に考慮しながら、特に1年生の必修授業と上級生のゼミナールで対面授業を多く導入するなどの改善策が採られた。総合政策学部では、1年生の代表と学部長との懇談会を開催した際の学生の意見を踏まえて、後期からは対面授業の一部再開とオンデマンド授業の環境整備を推進している。遠隔授業に係る点検・評価は、大学レベル、学部レベルにおいて適切に行われ、改善活動は認められる。

（提言）

<長所として特記すべき事項>

- （1）一部の短期留学やインターンシップをオンラインで代替して実施し、学生の学内外での活動機会を確保している点は評価できる。
- （2）対面授業実施に向けて付属病院の医師によって教職員対象のSDを実施したことは、医学部・付属病院を有している大学の特色を活かした長所と言える。
- （3）学生アンケート調査を実施するなど大学の対応や遠隔授業にかかる点検・評価を行い、学習方法の改善や授業改善に結び付けた点は評価できる。

<努力課題>

- （1）コロナ禍によって不足がちな学生と教員、学生同士のコミュニケーションをより活発にする工夫が必要である。また、教職員に対する不安や不満を解消するためのFDの実施やAI, IoTに精通する教職員の活用も期待したい。

<改善勧告>

なし

以上